

# 審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	